

「農山漁村再生可能エネルギー法」の活用に関するアンケート調査結果

農林水産省 食料産業局
再生可能エネルギーグループ
平成28年2月

農林水産省

I 本調査の目的及び対象

(1)調査目的

農山漁村再生可能エネルギー法の活用促進に向けて、

- ① 農山漁村再生可能エネルギー法を活用している市町村
法をどのような考えの下で活用しているのか
- ② 農山漁村再生可能エネルギー法を未活用の市町村

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化について、どのような考えをお持ちなのか

を把握し、今後の施策の参考とするため、本調査を実施(調査期間:平成27年10月～11月)。

(2)調査対象

- ① 農山漁村再生可能エネルギー法を活用している市町村

・平成27年10月末時点で法の基本計画を作成済の市町村(10【12※】)及び基本計画を作成中の市町村(14【13※】)

※ 【 】内は、平成27年12月末現在の取組状況

・有効回答数:23市町村(回答率95.8%)

- ② 農山漁村再生可能エネルギー法を未活用の市町村

・上記①の法を活用している市町村を除く全国の市町村(1,717)

・有効回答数:1,121市町村(回答率65.3%)

(3)調査項目

市町村	項目						
	農林地等の再エネの利用調整への市町村関与について	荒廃農地を再エネ用地として公表することについて	法活用について		基本計画の作成について(地目、手続き期間等)	再エネに関する考えについて	
			期待されるメリット	必要と思う支援		政策上の位置づけ	地域活性化を図る取組への関心
法活用市町村 (24市町村)	○	○	○	○	○		
法未活用市町村 (1,717市町村)	○	○	○	○		○	○

法活用に関心を示す市町村のみ

Ⅱ 回答結果

1-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況について(「法活用中」及び「法活用の可能性あり」の市町村)

- 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況については、平成27年12月末現在で、基本計画作成済12市町村、基本計画作成中13市町村、法の活用を検討中39市町村、法の活用に関心がある285市町村となっている。昨年、法の活用に関心があった市町村の中には、採算性から事業計画がなくなった等の理由から、今回の調査では法の活用の予定はないと回答したところもある。
- 電源種類について、法活用中の市町村では太陽光、風力が多くなっているが、今後、法活用の可能性を有する市町村では、太陽光と併せ、リードタイムが長く、農林漁業者の関与度の高いバイオマス、中小水力への関心が高くなっている。
- 法活用のメリットとしては地域活性化を期待する市町村が最も多く8割を占める。

・農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況(平成27年12月末現在) (市町村数)

基本計画作成済	基本計画作成中	法の活用を検討中	法の活用に関心がある	法の活用の予定はない
12 (1)	13 (10)	39 (27)	285 (467)	732 (768)

法活用中

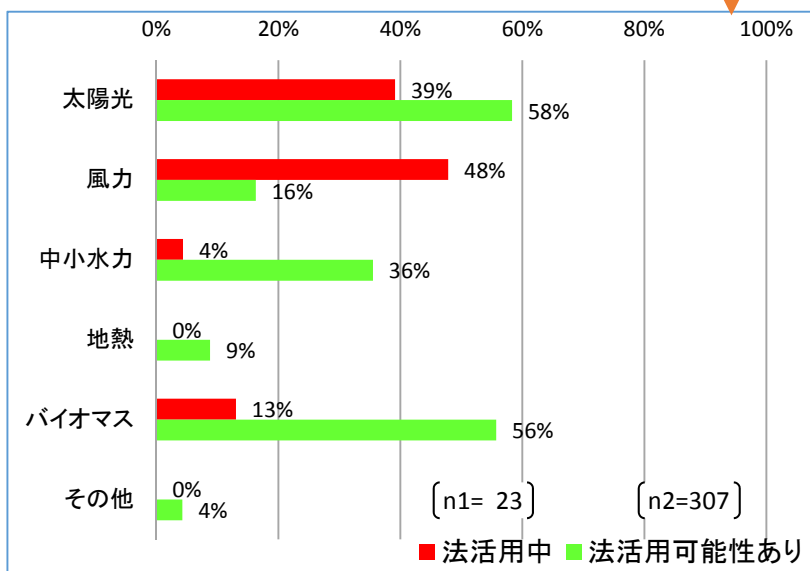
今後、法活用の可能性あり

☆「法の活用に関心がある」から「法の活用の予定はない」に変わった理由(例)

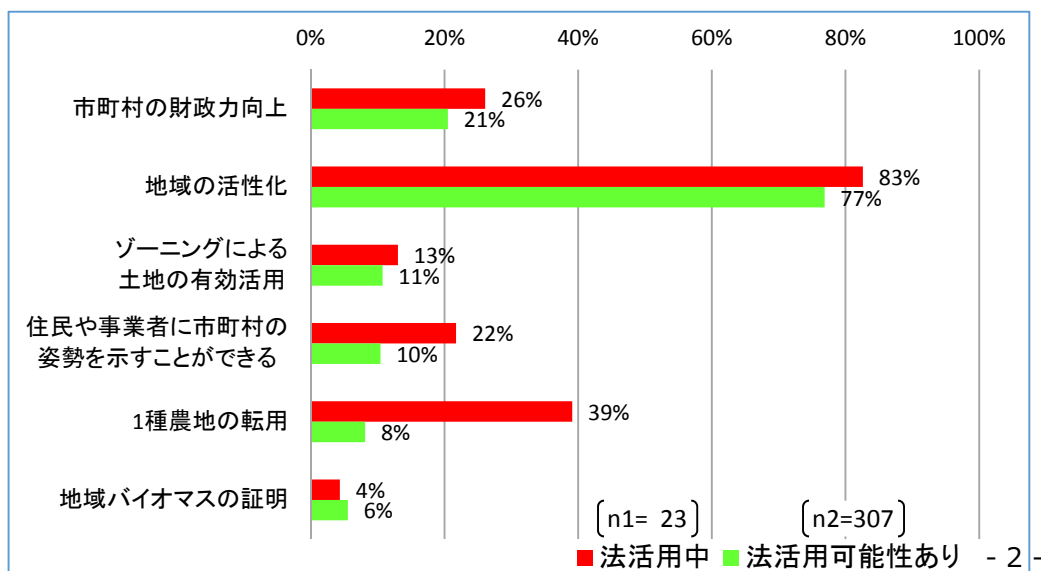
- ・ 昨年は事業者の動きがあったが、地域性及び採算性の理由で計画がなくなった。
- ・ 事業者から法活用の提案があるかもしれないと思って漠然と回答した。

※括弧内は平成26年10月時点の市町村数(有効回答数:1,277)

・ 電源種類



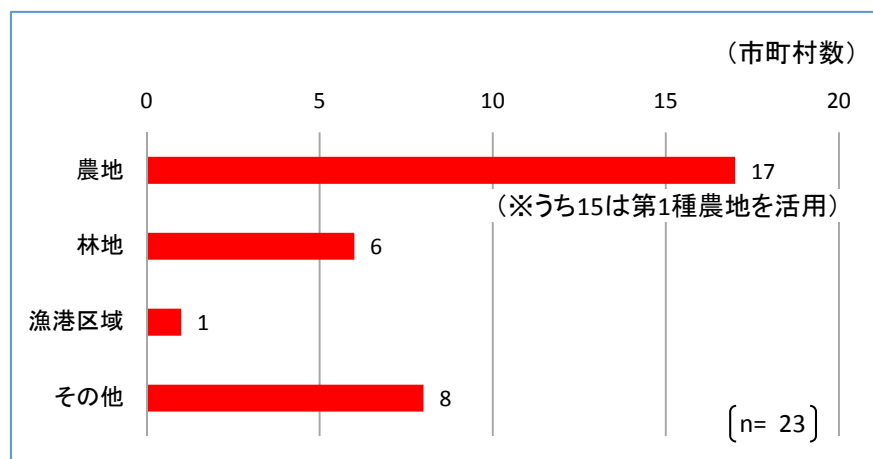
・ 法活用により期待されるメリット



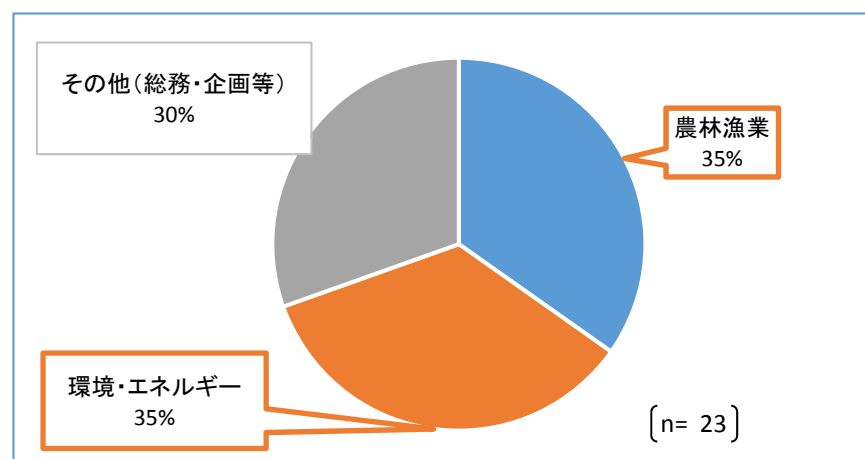
1-2 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況について(「法活用中」の市町村)

- 法活用の対象の地目については、農地が最も多く、23市町村のうち17件を占める(約7割)。
- ワンストップ手続きについては、概ね本来の標準事務処理期間内に処理されていると考えられる。
- 担当部署の業務分野は、農林漁業、環境・エネルギー、その他(総務・企画等)が1/3ずつを占めている。
- 今後、法活用しないとの回答はなく、引き続き本法を活用して地域活性化につなげたいとの声が多い。

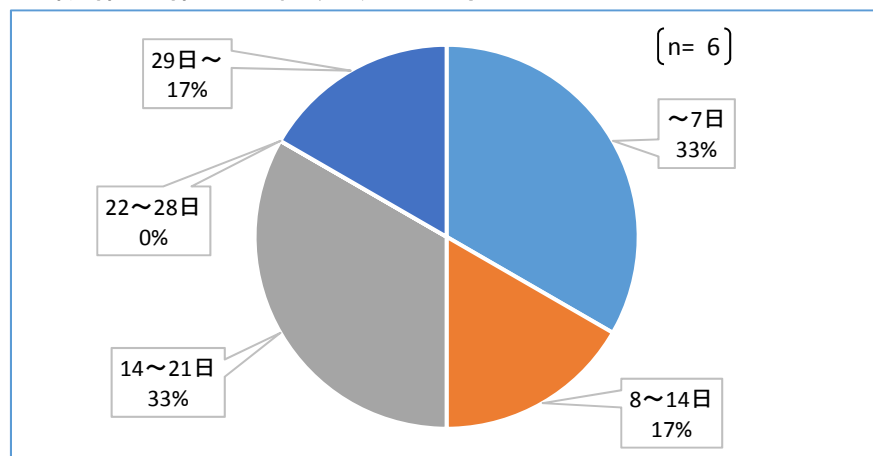
・農林地等の利用状況



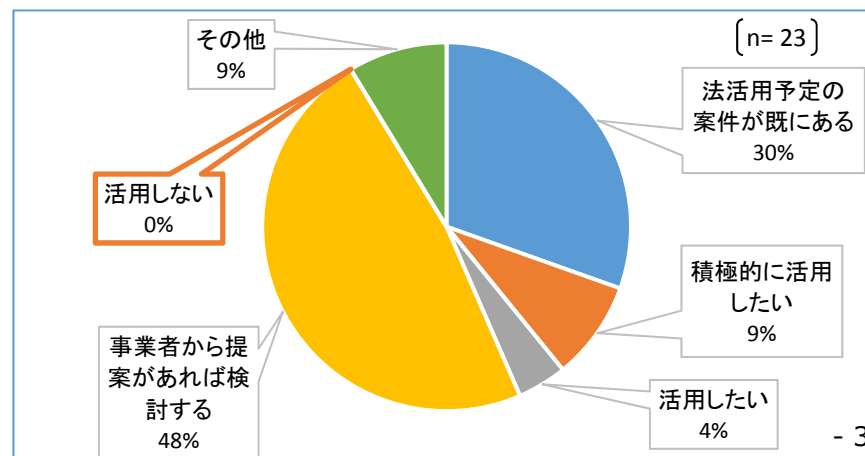
・担当部署



・ワンストップ手続きに要した日数 (設備整備計画認定済の6市町村)



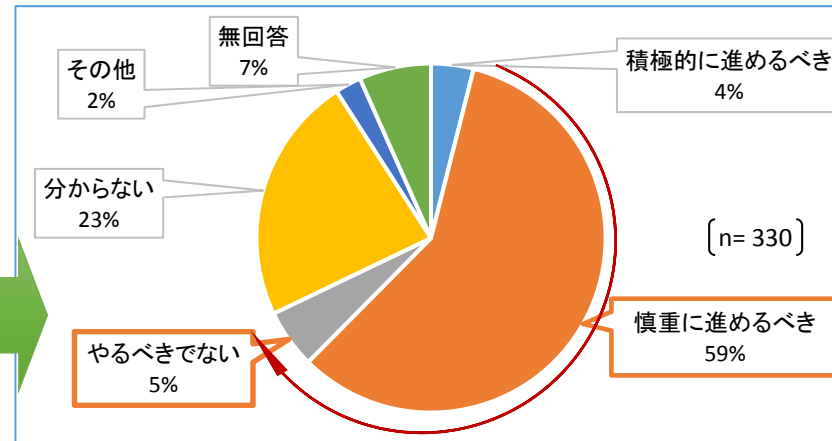
・今後の法活用の希望の有無



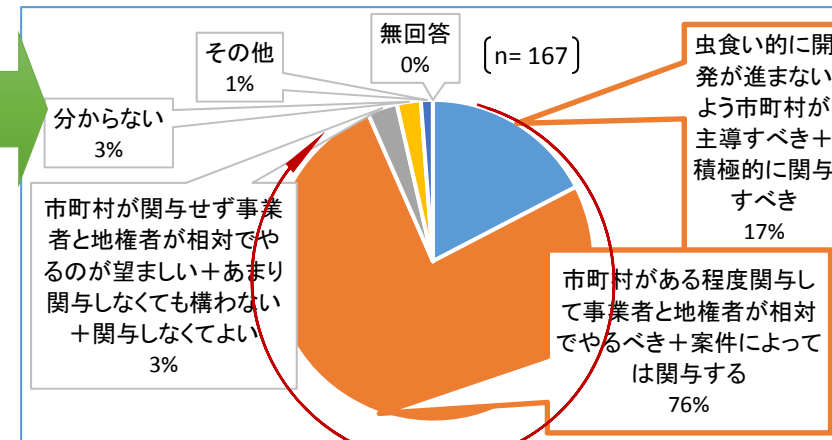
2 農林地等の再エネ発電事業の活用について(「法活用中」及び「法活用の可能性あり」の市町村)

- 「法活用中」及び「法活用の可能性あり」の市町村は、乱開発等の懸念から約6割が再生利用困難な農地情報を再エネ事業用に公表することには慎重な考えを持ち、約9割が農林地等の利用調整には市町村が関与すべきと考えている。
- 「法活用中」の市町村の約7割が再エネ発電事業を把握すべきと考え、そのうちの約5割が把握した場合は協議会への参加を呼びかけると回答。農山漁村再生可能エネルギー法の協議会が重要な機能を果たしていることが垣間見える。

・再生利用困難な荒廃農地を再エネに活用可能な土地として公表することについて

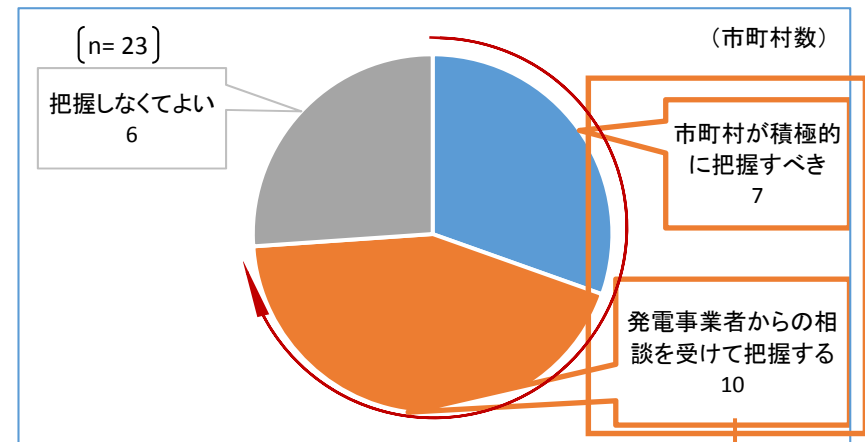


・農林地等の再エネの利用調整への市町村関与(※)

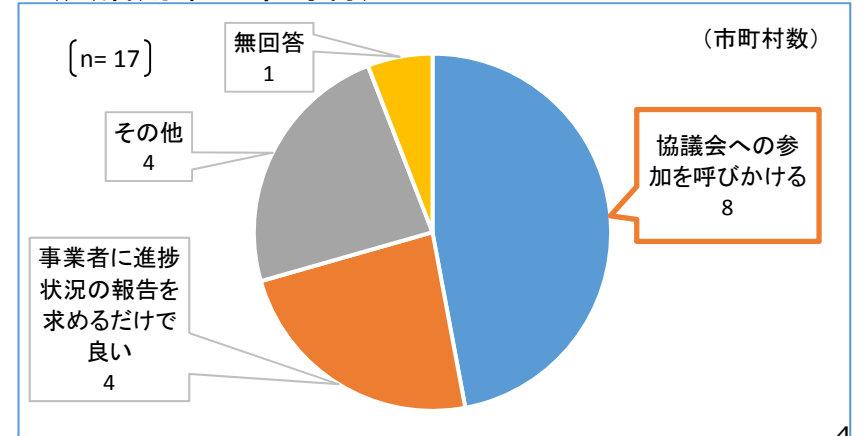


※ 法活用の可能性あり市町村については、再エネを活用した地域活性化の取組に関心の高い市町村を抽出して集計

・再エネ発電事業を市町村は把握すべきと思うか(法活用中の市町村)



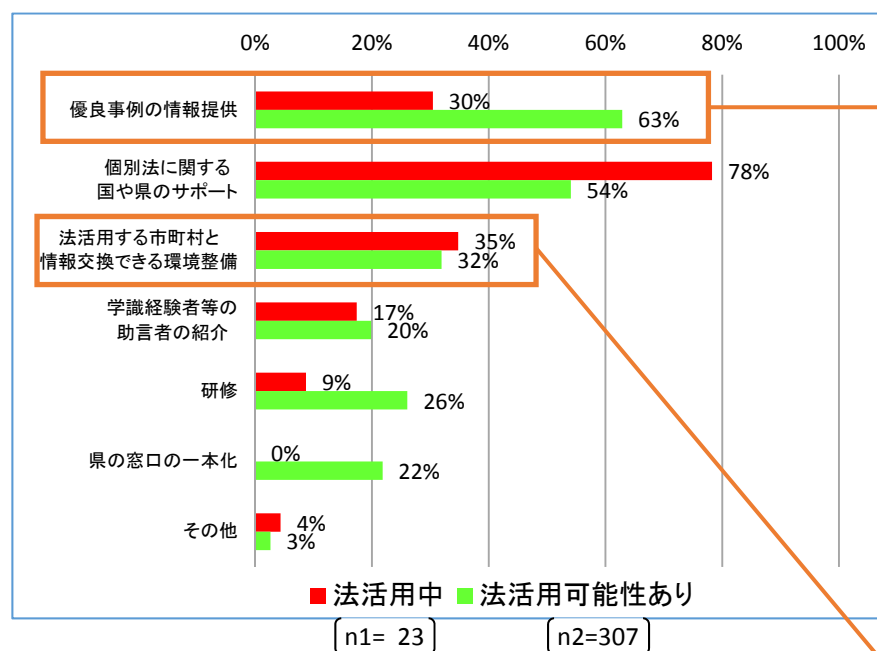
・再エネ事業の動きを把握した場合の市町村の対応(法活用中の市町村)



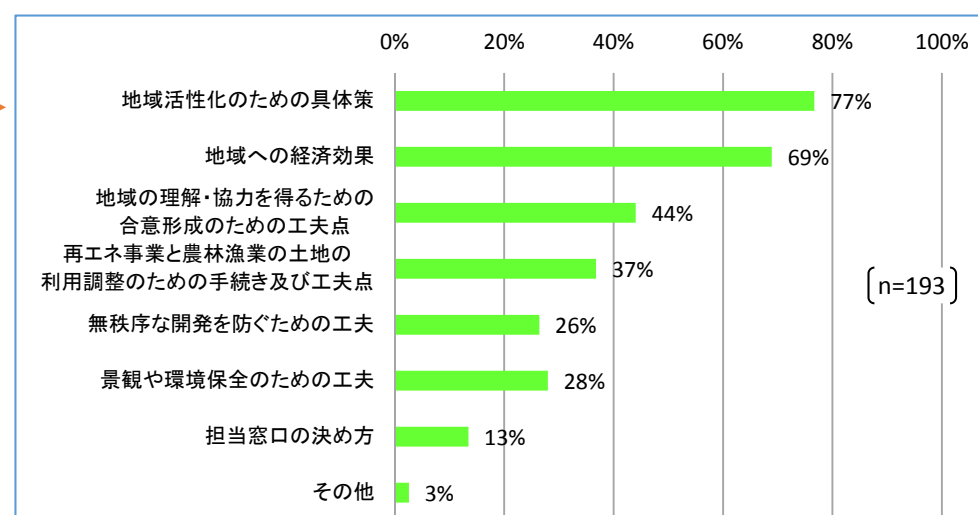
3-1 農山漁村再生可能エネルギー法の今後の活用促進に向けて（「法活用中」及び「法活用の可能性あり」の市町村）

- 法活用にあたり必要な支援として、多くの市町村が、優良事例の情報提供、個別法のサポート、市町村と情報交換できる環境整備を選択しており、引き続き国の相談窓口を通じた助言、情報提供等のサポートが必要。
- 優良事例の具体的な関心事項を聞いたところ、「地域活性化の具体策」が約8割、「地域への経済効果」が約7割、次いで「合意形成の工夫点」、「再エネ事業と農林漁業の土地利用調整のための手続き・工夫点」であった。
- 市町村との情報交換について、約6割が国と県共催の情報交換会选择し、今後検討の必要がある。

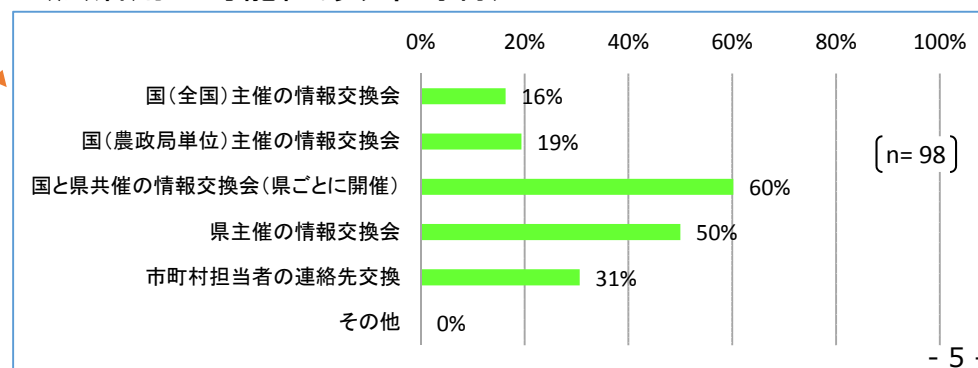
・法の活用にあたり必要と思う支援



・優良事例の関心事項 （法活用の可能性あり市町村）



・法活用する市町村との情報交換のやり方 （法活用の可能性あり市町村）

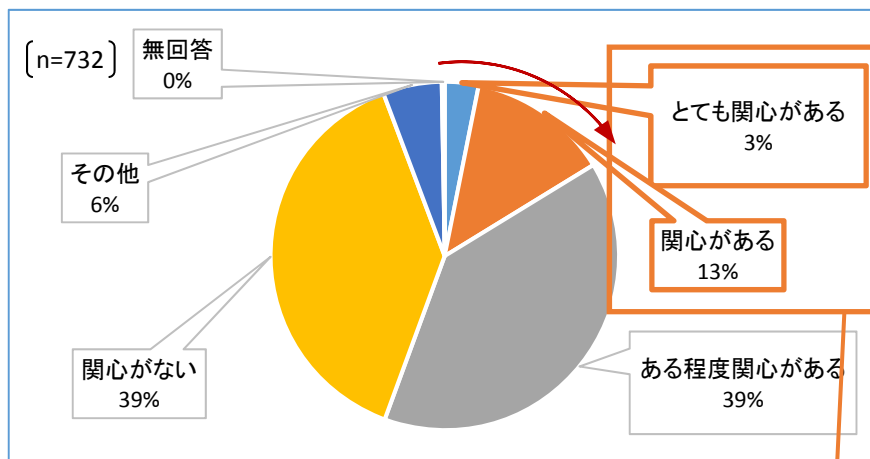


3-2 農山漁村再生可能エネルギー法の今後の活用促進に向けて

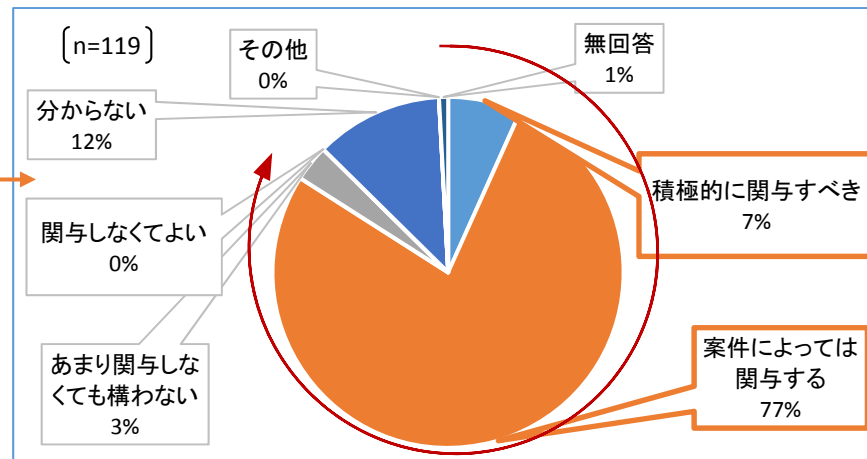
(再エネで地域活性化に関心が高く、法活用予定のない市町村)

- 法活用予定がない市町村のうち約2割は、再エネを活用した地域活性化に高い関心がある。このうち約8割は地域の資源は地域のものであり、再エネによる利益は地域に還元されるべきと考えている。
- 無秩序な乱開発を懸念する理由等により、農林地等の利用調整には市町村が関与すべきと約8割が考えている。
- 再エネを活用した地域活性化の取組内容に関し、地域活性化の具体策が9割、経済効果が8割で関心を有している。
- 農山漁村再生可能エネルギー法の趣旨に鑑みれば、再エネで地域を活性化を図る取組に関心の高い市町村についても、今後はサポートの対象とするべきと考える。

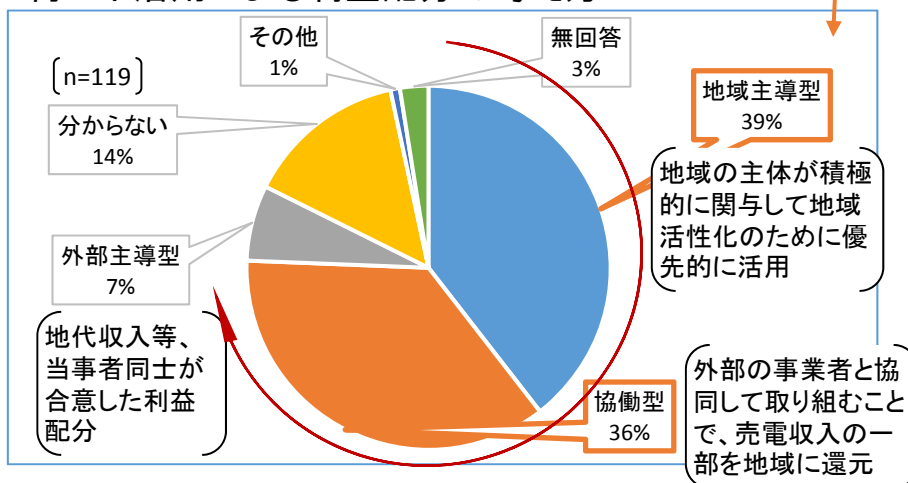
・再エネで地域活性化を図る取組への関心度



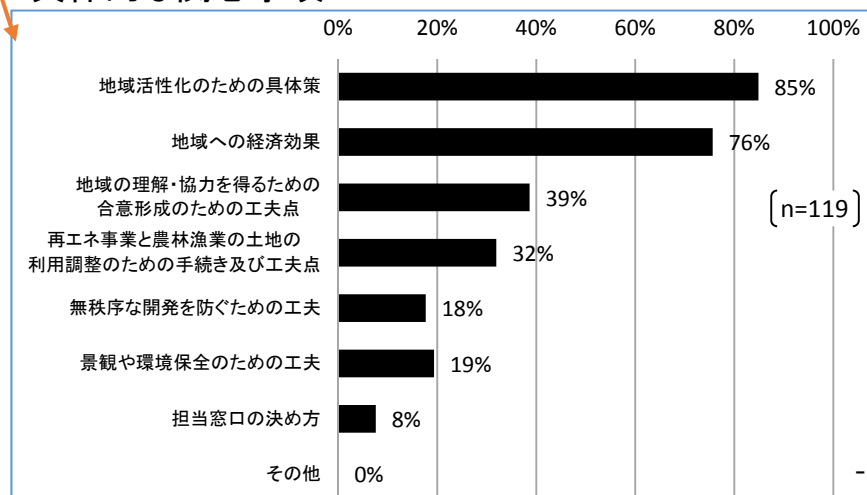
・農林地等の利用調整についての市町村の関与



・再エネ活用による利益配分の考え方



・具体的な関心事項



Ⅲ まとめ

1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況について

- ・ 今後、法活用の可能性がある「法の活用を検討中」及び「法の活用に関心がある」市町村は、太陽光と併せ、他の電源種に比べてリードタイムが長く、農林漁業者の関与度の高いバイオマスや水力への関心が高い。このことから、今後は本法を活用した地域の農林漁業者の関与する再エネ導入の動きが増えてくることも予想される。
- ・ 法活用のメリットとして、地域活性化を挙げる市町村が約8割と最も多くなっている。また、法活用中の市町村の全てが、今後も法活用して地域活性化につなげたいと考えており、法活用が継続されると推測される。
- ・ 法担当部署の業務分野は、農林漁業、環境・エネルギー、その他（総務・企画等）が1／3ずつを占めている。

2 農林地等の再エネ発電事業の活用について

- ・ 再生利用困難な荒廃農地を再エネに活用可能な土地として公表することについては、乱開発等の懸念から約6割が再生利用困難な農地情報を再エネ事業用に公表することには慎重な考えを持ち、約9割が農林地等の利用調整には市町村が関与すべきと考えている。
- ・ 法活用中の市町村の約7割が再エネ発電事業を把握すべきと考え、そのうちの約5割が把握した場合は協議会への参加を呼びかけると回答。農山漁村再生可能エネルギー法の協議会が重要な機能を果たしていることが垣間見える。
- ・ 本法を活用している市町村の中には、再エネに活用可能な荒廃農地を基本計画に位置づけ、発電事業者を公募して、地域貢献度の大きい提案を採択した取組があり、事業者にとっては市町村があらかじめ合意形成を図った区域で円滑な事業実施が可能というメリットがあることも示された。
- ・ このように、本法を活用して、市町村が主導して協議会の場で地域の合意形成を図った上で、再エネに活用可能な区域を基本計画に位置づけることは、乱開発の歯止めとともに、再生利用困難な荒廃農地の活用に有効であり、こうした先行事例の横展開を図ることが重要である。

3 農山漁村再生可能エネルギー法の今後の活用促進に向けて

【法活用中市町村】

- ・ 法活用に当たり必要な支援として、「法活用中」の市町村では、「個別法のサポート」との回答が最も多い。今後も関係部局との連携により、国の相談窓口を通じた、個別法のサポートを引き続き充実させることが重要である。

【法活用の可能性あり市町村】

- ・ 法活用に当たり必要な支援として、「優良事例の情報提供」、「個別法のサポート」、「市町村と情報交換できる環境整備」が多い。このため、国の相談窓口を通じて、経済効果等が分かる優良事例の情報提供や個別法のサポートを引き続き充実させることが重要である。
- ・ また、市町村との情報交換について、約6割が国と県共催の情報交換会选择している。このことから、今後は国と県が共催する情報交換会の開催を検討することとする。

【法の活用の予定はない市町村】

- ・ 法の活用の予定はないと回答したものの、再エネを活用した地域の活性化に関心の高い市町村(119)のほとんどが、再エネによる利益は地域に還元されるべき(約8割)であり、市町村が農林地等の利用調整に関与すべき(約8割)と考えている。
- ・ 農山漁村再生可能エネルギー法は、農林地等の農林漁業と再エネの利用調整、再エネの導入による農山漁村の活性化を目的とする法律であることに鑑みれば、これらの市町村についても法活用を働きかける等によりサポートしていくことが重要である。

農山漁村再生可能エネルギー法に関する相談窓口一覧

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課

(北海道を担当)

☎ 011-330-8810

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課

(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当)

☎ 022-221-6146

関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課

(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当)

☎ 048-740-0427

北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課

(新潟県・富山県・石川県・福井県を担当)

☎ 076-232-4149

東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課

(岐阜県・愛知県・三重県を担当)

☎ 052-746-6430

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課

(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当)

☎ 075-414-9024

中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課

(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当)

☎ 086-222-1358

九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課

(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当)

☎ 096-300-6332

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課

(沖縄県を担当)

☎ 098-866-1673

【本資料の問い合わせ先】

農林水産省 食料産業局 再生可能エネルギーグループ

☎ 03-6744-1507

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/index.html>